

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-1 自己資本（早期是正措置）</p> <p>II-2-1-1 意義【共通】</p> <p>系統金融機関は、預貯金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる系統金融機関にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、行政としても、それを補完する役割を果たすものとして、系統金融機関の財務の健全性を確保するため、<u>自己資本比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、系統金融機関の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>II-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-1-2-2 農中【農中】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>農中自己資本比率</u></p>	<p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-1 自己資本（早期是正措置）</p> <p>II-2-1-1 意義【共通】</p> <p>系統金融機関は、預貯金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる系統金融機関にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、行政としても、それを補完する役割を果たすものとして、系統金融機関の財務の健全性を確保するため、<u>自己資本比率、及びレバレッジ比率（農中に限る。以下同じ。）</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、系統金融機関の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>II-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-1-2-2 農中【農中】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</u></p> <p>① 決算状況表（中間期にあっては仮決算状況表）により報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率</u>）</p> <p>② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された<u>自己資本比率</u></p> <p>（注） （略）</p> <p>（2）<u>農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分に基づく命令</u></p> <p>① <u>第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</u></p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである</u>。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に農中の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措</p>	<p><u>農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率は、次の自己資本比率又はレバレッジ比率によるものとする。</u></p> <p>① 決算状況表（中間期にあっては仮決算状況表）により報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>）</p> <p>② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p> <p>（注） （略）</p> <p>（2）<u>農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号の表の区分に基づく命令</u></p> <p>① <u>第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区分の命令及び第2区分の2・レバレッジ第2区分の2の命令の相違</u></p> <p>第1区分又はレバレッジ第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである</u>。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されることを重視し、その実行に当たっては、</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>置に係る命令」は、<u>自己資本比率</u>が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、農中の経営実態を踏まえたものにする必要があることから農中の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、農中が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。</p> <p><u>第2区分の2</u>の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況となった場合、これを速やかに改善するか、業務の一部を廃止するか等を迫るものである。</p> <p>② <u>第1区分</u>に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に<u>第1区分に係る自己資本比率の範囲</u>を上回る水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ <u>第2区分</u>に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実に資する措置」とは、<u>自己資本比率</u>が、原則として1年以内に少なくとも<u>第2区分に係る自己資本比</u></p>	<p>基本的に農中の自主性を尊重することとする。</p> <p><u>第2区分又はレバレッジ第2区分</u>の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、農中の経営実態を踏まえたものにする必要があることから農中の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、農中が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。</p> <p><u>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2</u>の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況となった場合、これを速やかに改善するか、業務の一部を廃止するか等を迫るものである。</p> <p>② <u>第1区分又はレバレッジ第1区分</u>に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に<u>第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を上回る水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ <u>第2区分又はレバレッジ第2区分</u>に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実に資する措置」とは、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、原則として1年以内に少なくとも<u>第2区</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>率の範囲</u>を上回る水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ <u>第2区分の2</u>に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置」とは、<u>自己資本比率</u>が、原則として1年以内に少なくとも<u>第2区分に係る自己資本比率の範囲</u>を上回る水準を達成するための措置とする。</p> <p>(3) 改善までの期間 <u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間については(2)の②から④を目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対する預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>農中は、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に<u>第1区分に係る自己資本比率の範囲</u>を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p>	<p><u>分に係る自己資本比率又はレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を上回る水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ <u>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2</u>に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置」とは、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、原則として1年以内に少なくとも<u>第2区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を上回る水準を達成するための措置とする。</p> <p>(3) 改善までの期間 <u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を改善するための所要期間については(2)の②から④を目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対する預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>農中は、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に<u>第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を改善するための所要期間については、同</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、<u>その自己資本比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項第1号又は第2項第1号の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</u></p> <p>Ⅱ-2-1-3 農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項に規定する合理性の判断基準【共通】</p> <p><u>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、<u>その自己資本比率又はレバレッジ比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号又は第3号の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率又はレバレッジ比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</u></p> <p>Ⅱ-2-1-3 農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項に規定する合理性の判断基準【共通】</p> <p><u>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」及び農中法区分命令第2条第1項の「自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>① 系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図り当該系統金融機関に対する預貯金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該系統金融機関が該当する農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項並びに農中法区分命令第1条第1項第1号の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>II-2-1-4 命令区分の根拠となる自己資本比率【共通】</p> <p>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項の適用に当たり、「<u>実施後に見込まれる当該系統金融機関（又は系統金融機関及びその子会社等）の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令</u>」は、原則として3か月後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（<u>非対象区分を除く。</u>）に掲げる命令とする。</p>	<p>① 系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図り当該系統金融機関に対する預貯金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、原則として3か月以内に当該系統金融機関が該当する農協法区分命令第1条第1項、第3条第1項及び農中法区分命令第1条第1項第1号並びに第3号の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>II-2-1-4 命令区分の根拠となる自己資本比率又はレバレッジ比率【共通】</p> <p>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項の適用に当たり、「<u>実施後に見込まれる当該系統金融機関（又は系統金融機関及びその子会社等）の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令</u>」（農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項）及び「<u>実施後に見込まれる農林中央金庫（又は農林中央金庫及びその子会社等）の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ入比率に係る同表の区分（非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令</u>」（農中法区分命令第2条第1項）は、原則として3か月後に確実に見込まれる自己資本比率又はレバレッジ比率の水準に係る区分（<u>非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-2-1-5-2 農中【農中】</p> <p>II-2-1-5-1の規定は農中に準用する。この場合において「<u>信連</u>」及び「<u>組合</u>」とあるのは「<u>農中</u>」と、「<u>自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき</u>」と、「<u>自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき</u>」と、「<u>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項</u>」とあるのは「<u>農中法区分命令第2条第1項</u>」と、「<u>農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項</u>」とあるのは「<u>農中法区分命令第1条第1項第1号</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>く。)に掲げる命令とする。</p> <p>II-2-1-5-2 農中【農中】</p> <p>II-2-1-5-1の規定は農中に準用する。この場合において「<u>信連</u>」及び「<u>組合</u>」とあるのは「<u>農中</u>」と、「<u>自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき</u>、又は当該命令の区分の根拠となったレバレッジ比率がレバレッジ第1区分又はレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲に達したとき」と、「<u>自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき</u>、又は当該命令の根拠となったレバレッジ比率がレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲に達したとき」と、「<u>農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項の規定により、その自己資本比率</u>」とあるのは「<u>農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己資本比率又はレバレッジ比率</u>」と、「<u>農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項の表の区分に係る自己資本比率</u>」とあるのは「<u>農中法区分命令第1条第1項第1号の表の区分に係る自己資本比率又は同条項第3号の表の区分に係るレバレッジ比率</u>」と、「<u>同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率</u>」とあるのは「<u>同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率</u>」と、「<u>当該組合の自己資本比率が、当該組合が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-2-1-7 その他【共通】</p> <p>(1) <u>農協法区分命令第1条から第4条まで並びに農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>自己資本比率が2%未満の組合及び第1区分に係る自己資本比率の範囲を下回る農中に対しては、原則として、農協法区分命令第2条第2項各号及び農中法区分命令第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</u></p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率が系統金融機関の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自</u></p>	<p><u>己資本比率以上の水準」とあるのは「農中の自己資本比率又はレバレッジ比率が、農中が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率以上の水準」と、「当該時点における自己資本比率」とあるのは「当該時点における自己資本比率又はレバレッジ比率」と読み替えるものとする。</u></p> <p>II-2-1-7 その他【共通】</p> <p>(1) 農協法区分命令第1条から第4条まで並びに農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) <u>自己資本比率が2%未満の組合、及び第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を下回る農中に対しては、原則として、農協法区分命令第2条第2項各号及び農中法区分命令第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</u></p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率が系統金融機関の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れる</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>己資本比率</u>の操作を行うといったことがないよう系統金融機関に十分留意させることとする。</p>	<p>ための意図的な<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の操作を行うといったことがないよう系統金融機関に十分留意させることとする。</p>
<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p>	<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p>
<p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p>	<p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 監督手法・対応</p>	<p>(5) 監督手法・対応</p>
<p>① 基本的考え方</p> <p>農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第 85 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p>	<p>① 基本的考え方</p> <p>農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第 85 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p>
<p>②・③ (略)</p>	<p>②・③ (略)</p>
<p>Ⅱ－２－２－３ 早期警戒制度【共通】</p>	<p>Ⅱ－２－２－３ 早期警戒制度【共通】</p>
<p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第 94 条の 2 第 3 項又は農中法第 85 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであ</p>	<p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第 94 条の 2 第 3 項又は農中法第 85 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定めら</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>るが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－1－3 検査部局等との連携【共通】</p> <p>Ⅲ－1－3－3 検査部局による検査結果通知後【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信連・農中 検査書の交付日と原則として同日付けで、農林水産省又は金融庁は、信連・農中に対し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条</p>	<p>れているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－1－3 検査部局等との連携【共通】</p> <p>Ⅲ－1－3－3 検査部局による検査結果通知後【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信連・農中 検査書の交付日と原則として同日付けで、農林水産省又は金融庁は、信連・農中に対し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条。以下(5)及びⅢ-1-3-4(1)、(4)において同じ。)に基づき、当該検査書において指摘された事項(預貯金口座名寄せのためのデータ整備状況等の指摘事項を含む。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-3(1)参照)。</p> <p>ただし、検査書の中に、<u>上記(1)①から③</u>に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、以下(3)(注1)の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、<u>上記(1)①から③</u>に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。</p> <p>共同検査(農林水産省と農林水産省以外の機関が共同して行う検査)の場合の農協法第 93 条の報告徴求命令の発出及び報告の受理(以下「発出等」という。)の担当部局は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>(付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条。以下(5)及びⅢ-1-3-4(1)、(4)において同じ。)に基づき、当該検査書において指摘された事項(預貯金口座名寄せのためのデータ整備状況等の指摘事項を含む。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-3(1)参照)。</p> <p>ただし、検査書の中に、<u>上記(1)①から③(農中にあつては、上記(1)③イの「検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、」とあるのは「検査結果による自己資本比率又はレバレッジ比率の低下が著しい場合には、」と読み替えるものとする。)</u>に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、以下(3)(注1)の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、<u>上記(1)①から③</u>に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。</p> <p>共同検査(農林水産省と農林水産省以外の機関が共同して行う検査)の場合の農協法第 93 条の報告徴求命令の発出及び報告の受理(以下「発出等」という。)の担当部局は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3)～(7) (略)</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ <u>自己資本比率の正確性</u></p> <p>Ⅲ－４－７－１ 意義【共通】</p> <p><u>自己資本比率</u>については、系統金融機関の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率の計算の正確性等</u>については、<u>農協法自己資本比率告示又は農中法自己資本比率告示及びパーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</u></p> <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p><u>自己資本比率の計算の正確性</u>については、<u>自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)及び</u></p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</u></p> <p>Ⅲ－４－７－１ 意義【共通】</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>については、系統金融機関の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等</u>については、<u>農協法自己資本比率告示、農中法自己資本比率告示又は農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年3月15日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「農中法レバレッジ比率告示」という。)及びパーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</u></p> <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性</u>については、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) 農中は自己資本比率の算定に関する外部監査(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率の計算方法の一貫性</u> 例えば農中法自己資本比率告示又は農協法自己資本比率告示上の経過措置の適用等、<u>自己資本比率の計算方法に関して系統金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>Ⅲ-4-7-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング 系統金融機関からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、</u></p>	<p>59 号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) 農中は自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に関する外部監査(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)等に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算方法の一貫性</u> 例えば農中法自己資本比率告示、<u>農中法レバレッジ比率告示、農協法自己資本比率告示における経過措置の適用等、自己資本比率又はレバレッジ比率の計算方法に関して系統金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>Ⅲ-4-7-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング 系統金融機関からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の計算の正確性等に問題があることが</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p><u>自己資本比率規制</u>の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（<u>最低所要自己資本比率</u>）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持すること</p>	<p>判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p><u>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制</u>の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（<u>最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率</u>）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>を目的としており、農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連結レバレッジ比率に関する開示事項</u> <u>「前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」</u>について、例えば、<u>前連結会計年度末における連結レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合</u>のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</p>	<p>により金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項</u> <u>「前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」</u>又は<u>「前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」</u>について、例えば、<u>前連結会計年度末における連結レバレッジ比率又は前事業年度末における単体レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合</u>のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>前年同期(半期)又は前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因</u>」について、例えば、前年同期(半期)又は前四半期における<u>連結レバレッジ比率</u>から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による<u>連結レバレッジ比率</u>の増加又は減少が生じた場合にはその変動が<u>連結レバレッジ比率</u>の分子(資本の額)又は分母(総エクスポージャーの額)のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。</p>	<p>れの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</p> <p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>前年同期(半期)又は前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因</u>」又は「<u>前年同期(半期)又は前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因</u>」について、例えば、前年同期(半期)又は前四半期における<u>連結レバレッジ比率</u>又は<u>単体レバレッジ比率</u>から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による<u>連結レバレッジ比率</u>の増加又は減少が生じた場合にはその変動が<u>連結レバレッジ比率</u>の分子(資本の額)又は分母(総エクスポージャーの額)のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。</p>

附 則

この通知の改正は、平成31年3月31日から適用する。但し、Ⅲ-4-7-2(1)の改正は、平成31年9月30日より適用する。